



循 社 第 5 8 3 号  
平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日

各 関 係 団 体 の 長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

「 $\text{CO}_2$   $\text{CO}_2$  スマート宣言事業所登録制度」の開始及び  
冬季の省エネルギーの取組について (通知)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、二酸化炭素 ( $\text{CO}_2$ ) 排出量の削減に取り組んでいる事業者のみなさまを応援するため、地球温暖化対策に積極的に取り組む千葉県内の事業所を登録し、その取組を県ホームページ等で紹介する「 $\text{CO}_2$   $\text{CO}_2$  スマート宣言事業所登録制度」を開始したところです。

このたび、別添のとおり登録事業所募集チラシを作成しましたので、窓口等での周知について、御配慮くださいますようお願いいたします。

また、経済産業省資源エネルギー庁から、冬季の省エネルギーの取組について、周知依頼がありましたので併せて通知いたします。

記

1 「 $\text{CO}_2$   $\text{CO}_2$  スマート宣言事業所登録制度」について

地球温暖化対策に資する40の取組項目のうち、一定以上の取組を宣言することで登録できる「スタンダード・コース」と、上記に加えて、省エネに関する数値目標の達成に取り組んでいただく「プレミアム・コース」の2つのコースを選んで登録することができます。

登録された事業所は、県ホームページ等で地球温暖化対策の取組をPRできるほか、制度のロゴマークを使用できるなど、多様なメリットがあります。

2 冬季の省エネルギーの取組について

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議 (平成28年10月28日開催) において、「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されました。

政府としての省エネルギーの取組方針のほか、事業者に取り組んでいただきたい事項が記載されていますので、下記資源エネルギー庁ホームページから御参照いただき、この冬の省エネルギーの取組に御協力をお願いいたします。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/10/20161028007/20161028007.html>

※ $\text{CO}_2$   $\text{CO}_2$  スマート宣言事業所の登録募集について、個別に御相談をさせていただく場合がありますので、よろしくをお願いいたします。

また、チラシの追加送付を希望される場合は、下記担当まで御連絡ください。

【担当】千葉県環境生活部循環型社会推進課 温暖化対策推進班 斎藤、高橋  
電話：043-223-4139 FAX：043-221-3970  
E-mail：e-earth@mz.pref.chiba.lg.jp